

お知らせ 森林の立木を伐採するときには届出が必要です

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。

これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

保安林などを除く民有林

(地域森林計画の対象森林)

保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権限を有する方となります。



①自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者

②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間及び届出先

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎ 867-2322

産業経済課

☎ 893-1115

本川総合支所産業建設課

☎ 869-2115

お知らせ 森林の土地の所有者届出制度のお知らせ

▼届出対象者

個人・法人を問わず、平成

24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも、平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合に届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▼届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地

の位置を示す図面が必要です。所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎ 867-2322

産業経済課

☎ 893-1115

本川総合支所産業建設課

☎ 869-2115

お知らせ 被災宅地危険度判定とは

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などのために、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図ろうとするものです。

宅地の危険度判定は、市町村災害対策本部の下に設置される被災宅地危険度判定実施本部が行います。その結果は危険度に応じ3つに区分され、次のステッカーを現地の見やすい場所に貼ることによって、当該宅地の所有者だけでなく近隣住民、付近を通行する方

にも注意を呼びかけます。住民の皆さんには、制度へのご理解・ご協力をお願いします。

▼調査済宅地

この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

被災宅地危険度判定結果	
調査済宅地	
INSPECTED	
◆ この宅地の被災度は小さいと考えられます	
住所:	
図番:	
図番番号	判定日時
月	日
午前・午後	時
分	秒
被災対策本部	

▼要注意宅地

この宅地に入る場合は十分に注意してください。

被災宅地危険度判定結果	
要注意宅地	
LIMITED ENTRY	
◆ この宅地に入る場合は十分に注意して下さい	
◆ 緊急時に帰る場合は専門家に相談下さい	
住所:	
図番:	
図番番号	判定日時
月	日
午前・午後	時
分	秒
被災対策本部	

▼危険宅地

この宅地に入ると危険です。

被災宅地危険度判定結果	
危険宅地	
UNSAFE	
◆ この宅地に立ち入ることは危険です	
◆ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい	
住所:	
図番:	
図番番号	判定日時
月	日
午前・午後	時
分	秒
被災対策本部	